

平成27年10月28日(水)

第1回東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部

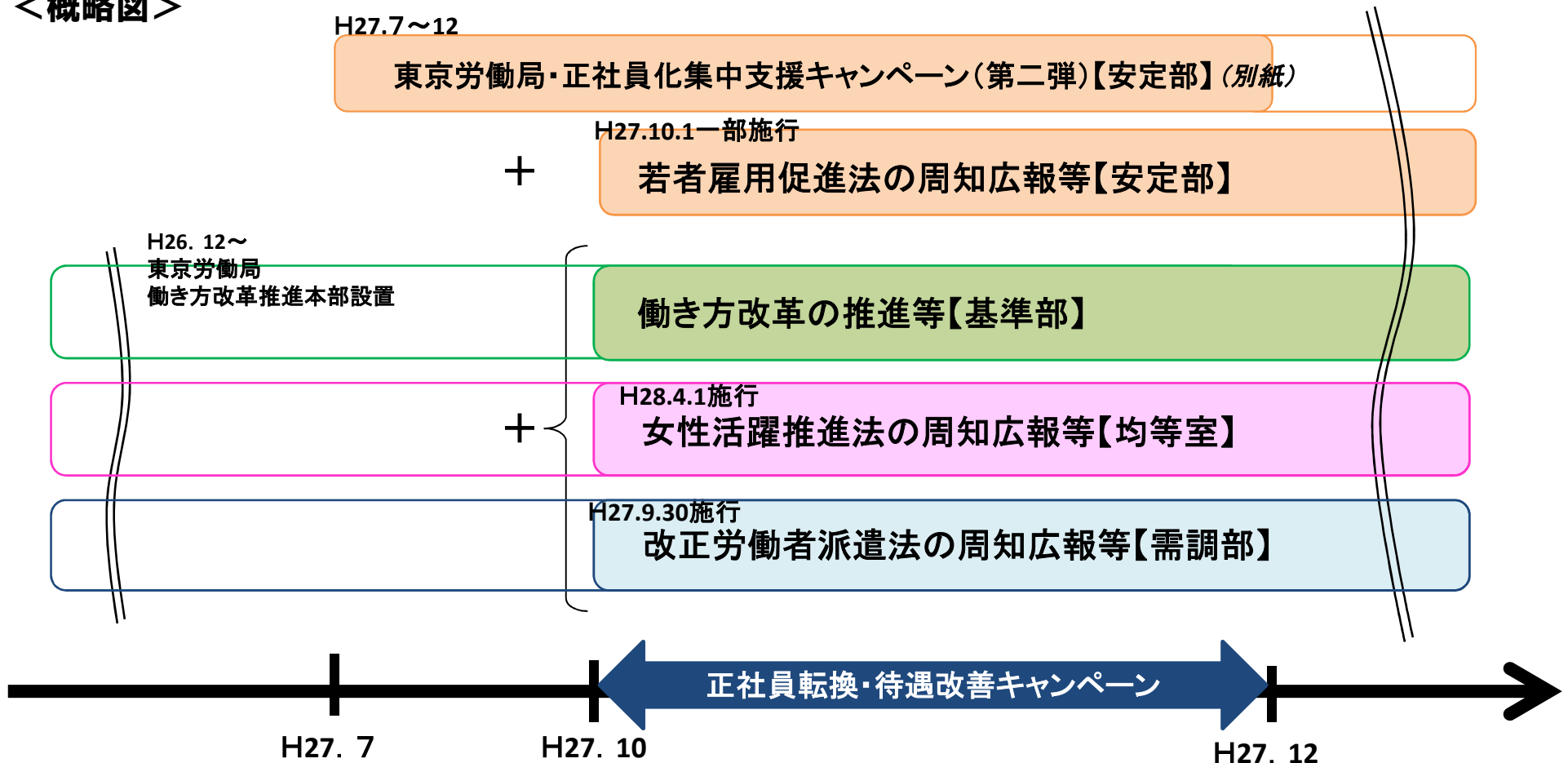
## 東京労働局における正社員実現に向けた取組

# 東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部の取組方針

- 職業安定部において7月から展開している「正社員化集中支援キャンペーン(第二弾)」を中心に、正社員実現に向けた取組を推進。
- この取組に加え、関係部室において現在進めている取組を着実に実施すること等を通じ、東京労働局を挙げて、東京における正社員転換・待遇改善の実現を促進。

\* 東京労働局働き方改革推進本部とも十分な連携のもと、労働局内の取組を推進

## <概略図>



- 都内ハローワークでの**正社員就職67,826人\***の実現を目指し、昨年12月から年度末まで実施した「**正社員化集中支援キャンペーン**」の**第二弾**を、本年7月から12月までの6か月間に亘って展開

\* 27年度目標。キャンペーン期間(27年7月～12月)は、33,664人を目標

～「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン(第2弾)」を展開～

### ハローワークによる正社員就職の実現

- **若者・新卒者の正社員就職に向けた就職支援**  
都内ハローワーク17所に加え、わかものHW(都内3か所)や新卒応援HW(都内2か所)において、担当者制等による個別支援を実施
  - **子育て中の女性等の活躍促進**  
マザーズHW(都内3か所)が中心となって、仕事と子育てが両立しやすい求人確保等、女性の活躍促進を後押し
  - **職業訓練受講者や雇用保険受給者への就職支援**
  - **人手不足分野における人材確保の強化**
- ➡ **期間中、重点支援対象分野を概ね2か月ごとに設定し、戦略的に正社員就職を促進**
- このほか、高齢者、障害者等に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を引き続き実施

### 正社員実現に取り組む企業への支援

- **若者応援宣言企業の確保**  
若者の採用・育成等に積極的に取り組む企業(若者応援宣言企業)の魅力を発信する機会を増やし、若者等の人材確保を後押し  
※ 若者応援企業558社(6月末現在)(26年度1,031社)
  - **正社員転換等を行う企業に助成金支給**  
非正規雇用労働者の正社員転換、人材育成、処遇改善などに取り組む企業を助成(キャリアアップ助成金)
- ➡ **東京都雇用対策協定(平成27年2月10日締結)に基づき、東京都と連携・協力して取組を推進**

### 「魅力ある職場づくり」の推進

- **各企業等に対して正社員採用等を働きかけるなど、「魅力ある職場づくり」に向けた取組を推進**  
昨年度に実施した「魅力ある職場づくりキャンペーン」の取組を継続し、企業の「働きがい・働きやすさ」といった魅力の発信と向上への助言・援助を実施

- **ハローワークの利用促進(新規求職者等の掘り起し)**

ハローワークのサービスメニュー等の周知等をあらゆる機会、方法(SNSや動画を活用)により実施し、新規求職者の掘り起しやリピーターを確保

➡ 局内にHW職員も加えた「HW利用促進戦略的広報PT」を新たに立ち上げ

# 東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部の今後の予定

平成27年10月28日 局 東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部の設置  
第1回本部会合を開催

- ・ 今後の取組方針の決定等
- ※ 第3回東京労働局働き方改革推進本部と同時開催

平成27年10月  
～12月 局 正社員転換・待遇改善キャンペーンの実施

- ・ 「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン(第二弾)」等を展開
- ・ 経済団体等に対する局長要請の実施 P

平成28年1月  
～3月 本省 不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーンの実施

平成28年1月 本省 「**正社員転換・待遇改善実現プラン**」の決定

平成28年1月  
～3月 局 不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーンの実施  
「**地域プラン(地域計画)(仮称)**」\*の策定

\*当該プランは本省プランを参考に策定。本部内に部会を設け検討予定。

平成28年4月  
～平成33年3月 局 「**地域プラン(地域計画)(仮称)**」の実施

## 正社員転換・待遇改善実現本部

### 【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）に、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれたこと等を踏まえ、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5カ年計画）」を策定するとともに、正社員転換・待遇改善等の雇用対策について、省をあげて取り組む。

### 1. 大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」を設置

本部長 厚生労働大臣  
 本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）  
 事務局長 職業安定局長  
 労働基準局長、雇用均等・児童家庭局長、職業能力開発局長、政策統括官（労働担当）等

### 2. 正社員転換等を加速させるための「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」を策定（平成28年1月）。不本意非正規比率などに目標値を設定。

### 正社員転換・待遇改善実現チーム

主査 職業安定局長

各都道府県労働局に設置

#### 〈協力要請・連携〉

・都道府県  
 ・市町村  
 ・事業主団体  
 ・労働団体 等

### 都道府県正社員転換・待遇改善実現本部

（本部長 都道府県労働局長）

○ 都道府県労働局においても、労働局長が陣頭に立って、地域における正社員転換・待遇改善等を強力に推進

## 1. 関係法令の周知徹底

- 今国会で成立した、改正労働者派遣法、若者雇用促進法、女性活躍推進法の円滑な施行のための周知啓発の徹底
- 労働契約法の無期転換ルールやその特例の周知啓発の徹底、パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いの防止等の周知・徹底

## 2. 正社員転換等に向けた支援①

### (1) ハローワークによる正社員就職の実現

- 正社員求人確保に取り組み、正社員就職の実現を加速
- フリーター女性に配慮したキャリア・コンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談窓口の設置

### (2) 正社員実現に取り組む事業主等への支援

- 「キャリアアップ助成金」の拡充による派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」を新たに導入しようとする企業に対するコンサルティングやセミナー等の支援、人材育成の促進
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の促進
- トライアル雇用奨励金によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現

## 2. 正社員転換等に向けた支援②

### (3) 派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

- 派遣先に対する正社員応募機会の提供の義務づけ等必要な法制上の措置
- 派遣先が派遣労働者を正社員雇用する場合の『キャリアアップ助成金』を拡充(1人当たり80万円支給)
- 派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発
- 経過措置期間中の専門26業務で働く派遣労働者の無期転換・正社員化に向けた支援
- 労働契約申込みみなし制度の円滑な施行。経過措置期間中の専門26業務で働く派遣労働者に対する「労働契約申込み義務制度」の適用について周知啓発。

### (4) スキルアップ・ステージアップの支援

- 就業経験等に応じた公的職業訓練、地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進
- 子育て女性等に対するマザーズハローワーク事業による就職支援
- 非正規雇用労働者の育児休業中の能力アップに向けたキャリアアップ助成金の活用促進
- 中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度の活用促進

## 3. 待遇改善に向けた支援①

### (1) 働きに見合った処遇改善の推進

- 経済の好循環実現に向け、
  - ・ 処遇改善に向けた「キャリアアップ助成金」の活用促進
  - ・ パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保
  - ・ 最低賃金について幅広い周知を図るとともに、的確な監督指導を行う。また、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための取組を支援。
- 労働保険未手続事業者に対する対策を引き続き推進するとともに、雇用保険被保険者資格取得届未提出事業者に対する対策を推進する。

### 3. 待遇改善に向けた支援②

#### (2)いきいき働ける職場環境の実現に向けた雇用管理の改善

- 期間雇用者の育児休業取得を促進するため、「期間雇用者の育児休業取得促進プログラム」を実施  
⇒ プランナーが中小企業を訪問し育休復帰支援プランの策定支援を行うとともに、当該プランを策定し代替要員の確保等を行う事業主に対して助成金を支給する(期間雇用の場合10万円の加算)ことにより、期間雇用者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰を促進する。
- セクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いが起こらない職場環境づくりの推進  
⇒ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」)について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。
- パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備  
⇒ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図るため、「パワハラ対策導入マニュアル」を用いた企業・労使の取組を促進するとともに、啓発用ホームページ等による周知啓発を行う。
- 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施し、表彰企業事例集を作成・活用することでパートタイム労働者の活躍に向けた事業主の取組の底上げを図る。また、一人ひとりの生活に応じた働き方を可能にする「短時間正社員制度」の導入・定着を進める。
- 人材不足分野における雇用管理改善モデルの構築を行うとともに、職場定着支援助成金を通じ、「魅力ある職場づくり」を推進